

# 再エネ海域利用法の一部を改正する法律について

令和 7 年 1 0 月 6 日

産業保安・安全グループ 電力安全課

# 洋上風力発電所の環境アセスメントの制度見直し（再エネ海域利用法の改正）

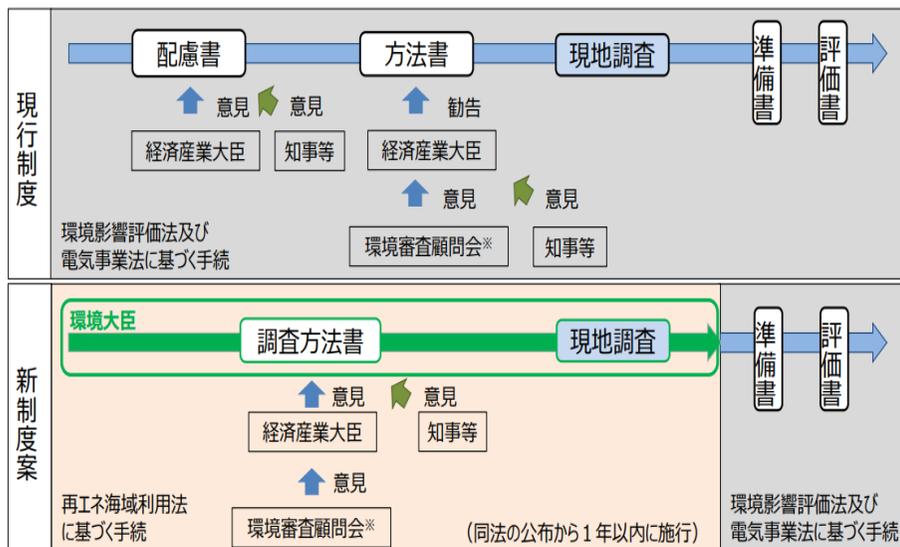
- 洋上風力発電事業の導入促進を目的として、規制改革実施計画において、国が主導する「日本版セントラル方式の確立」が求められていたところ、環境影響評価制度（以下、環境アセス）について、**再エネ海域利用法と環境影響評価法・電気事業法の制度の連携を図るとともに、促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しない仕組みの導入**を提言する「風力事業に係る環境影響評価の在り方について（中環審一次答申）」を令和6年3月に取りまとめ。
- 同答申を受け、**再エネ海域利用法改正法案**（洋上風力のEEZへの拡大措置を含む）は、令和6年通常国会（参議院継続審議）を経て、**令和7年通常国会において成立（6月3日）し、6月11日に公布**された（本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

## 〇制度改正の概要

### 1. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（領海及び内水）

- 領海及び内水において、従来、事業者が実施していた現地調査までのプロセスについて、**新たに環境大臣が実施**することにより、**複数の事業者による重複した手続を排除し、プロセスを合理化**。
- その際、**事業者による準備書等の作成に必要な情報が適切に提供されること**が重要。

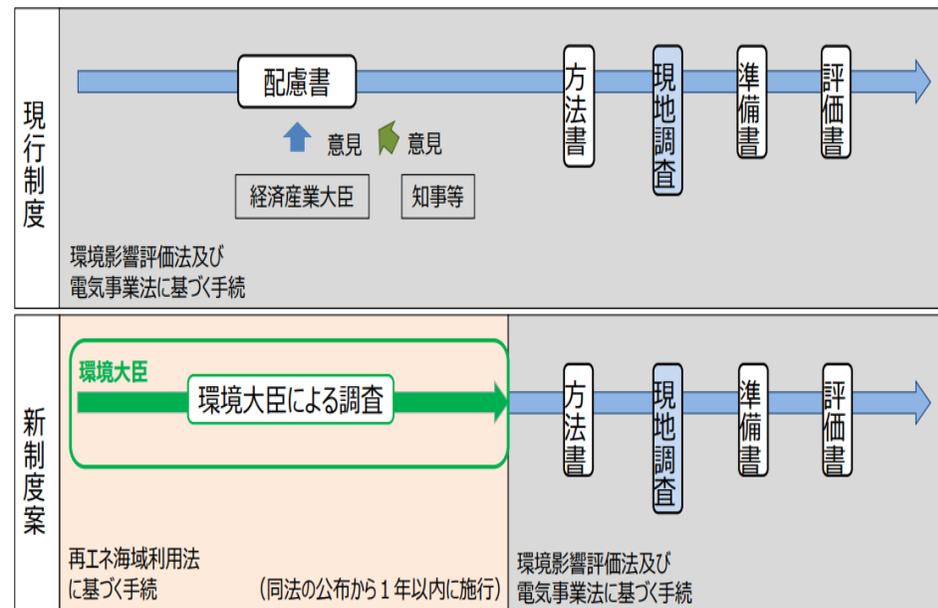
新たな制度のイメージ対比図



### 2. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（EEZ）

- **EEZにおいては、領海の実業者選定よりも早期の段階で事業者に仮の許可が与えられるため、複数の事業者による重複した手続は想定されにくいこと**などから、**事業者が現地調査等を実施**。

新たな制度のイメージ対比図



※環境審査顧問会とは、発電所の環境影響評価に係る環境審査要領に基づき技術総括・保安審議官によって設置された組織

背景・必要性

- 我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。
- 2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。
- こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。
- また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。

【目標・効果】

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

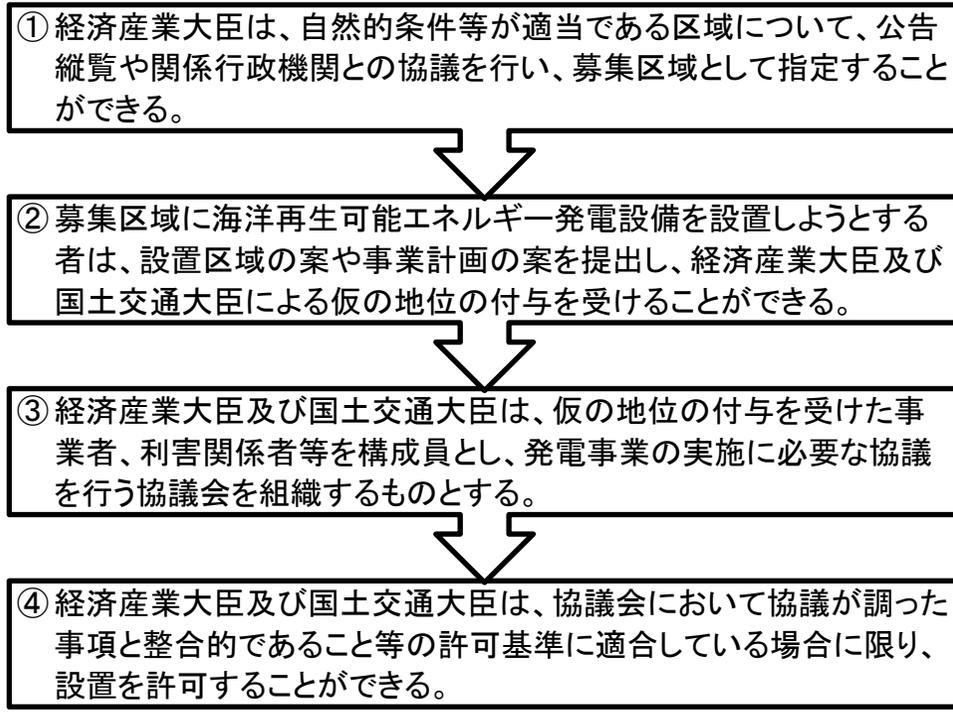
(KPI)

2030年までに1,000万kW、  
2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成

改正概要

○EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。

【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】



※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。

○促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。

○法律の題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

# 改正内容の概要

※赤枠が改正部分

## 領海・内水

### ① 法定協議会

- ・ 経産大臣、国交大臣、農水大臣、自治体等による利害関係調整

※環境大臣による海洋環境調査の実施



### ② 促進区域の指定

- ・ 経産大臣、国交大臣による促進区域の指定



### ③ 事業者の選定

- ・ 経産大臣、国交大臣による事業者の選定



### ④ 海域の占用許可

- ・ 国交大臣による選定事業者への海域の占用許可

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外

## EEZ

### ① 募集区域の指定

- ・ 関係行政機関との協議の上、経産大臣による募集区域の指定

※環境大臣による海洋環境調査の実施



### ② 事業者への仮の地位の付与

- ・ 経産大臣、国交大臣による事業者への仮の地位の付与（仮許可）



### ③ 法定協議会

- ・ 経産大臣、国交大臣、農水大臣、仮許可事業者等による利害関係調整

※事業者が行う環境影響評価手続の一部適用除外



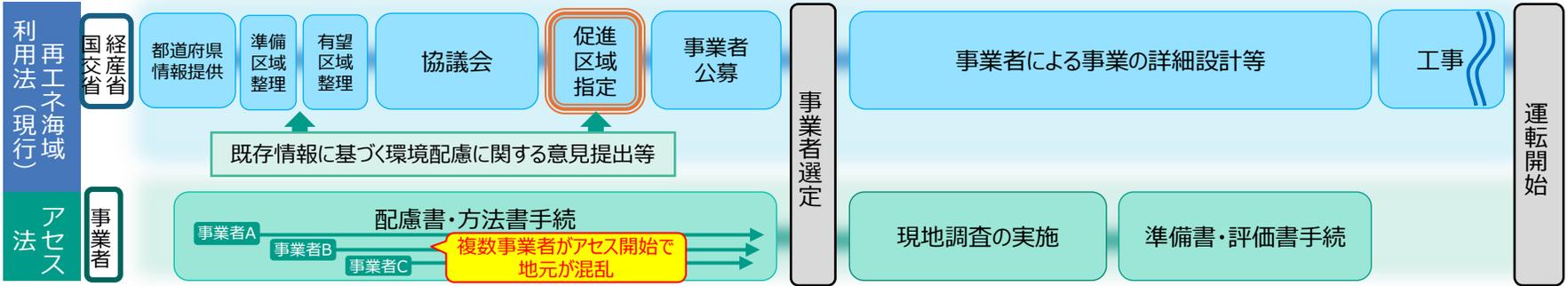
### ④ 設置の許可

- ・ 経産大臣、国交大臣による仮許可事業者への設置許可

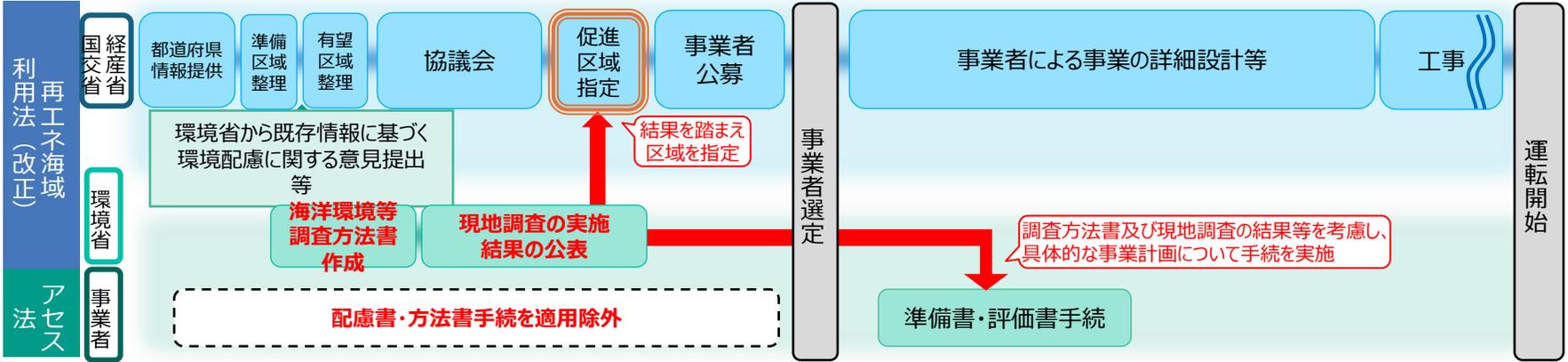
# 洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ

## 領海の場合

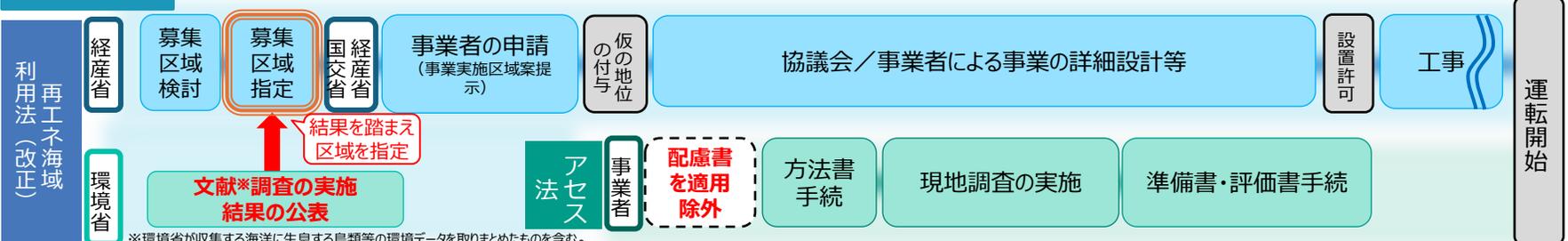
＜現行制度イメージ＞



＜新制度イメージ＞



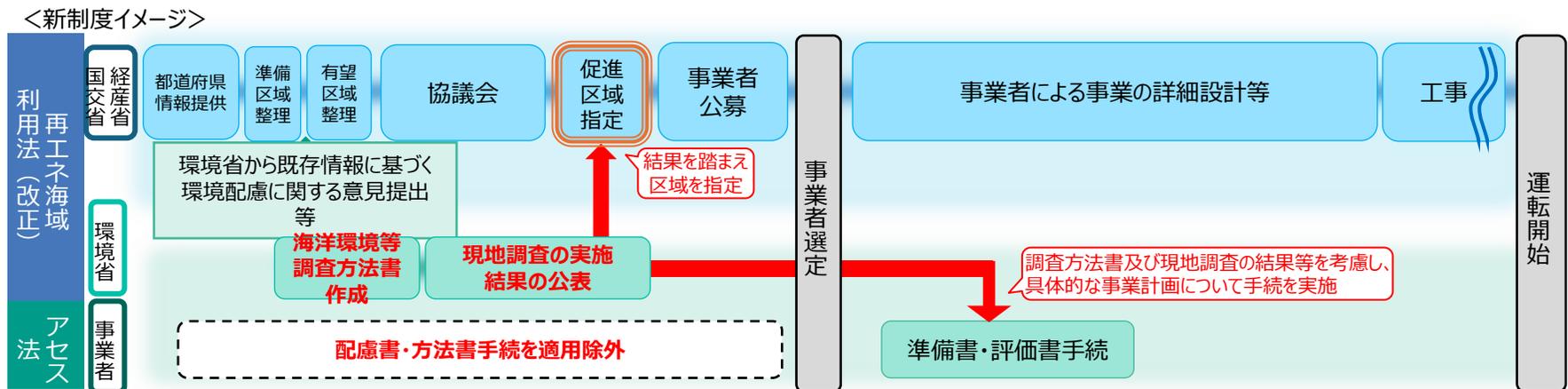
## EEZの場合



※環境省が収集する海洋に生息する鳥類等の環境データを取りまとめたものを含む。

# 領海及び内水における環境大臣が行う海洋環境等調査について

- 領海及び内水における再生可能エネルギー発電設備の整備に当たっては、再エネ海域利用法改正法に基づき、環境大臣が、「海洋環境等調査方法書」を作成し、この調査方法書に基づき海洋環境等調査が実施され、この調査の結果を踏まえ海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）を指定することとされた。
- 併せて、領海及び内水においてこれまで事業者が環境影響評価法に基づき行うこととされていた配慮書・方法書の手続きは適用除外とされた。
- これによって、促進区域の指定がなされた後、当該区域において、公募によって選定された事業者が、区域指定の際に考慮された海洋環境等への影響の項目（騒音、景観等）や、海洋環境等調査の結果を踏まえて、環境影響評価法・電気事業法に基づき準備書・評価書の作成等を実施することとなる。
- なお、改正法に基づく環境大臣による「海洋環境等調査方法書」の作成に当たり、環境大臣が海洋環境等調査方法書（案）を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点から経済産業大臣の意見を聴くこととされている。



# (参考) 再エネ海域利用法改正法 (抄)

(海洋環境等調査方法書の作成等)

第十一条 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境等調査方法書を作成するものとする。

- 一 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況
- 二 海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源
- 三 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由
- 四 その他環境省令で定める事項

- 2 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見（以下この条において「環境保全意見」という。）を求めるため、環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を、当該公告の日から一月間（次項及び第四項において「縦覧等期間」という。）、公衆の縦覧に供し、かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。
- 4 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日から縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。
- 5 環境大臣は、前項の規定による環境保全意見の表明があったときは、これに配意しなければならない。
- 6 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、環境保全意見を求めるものとする。この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があったときは、同項の期間満了後、当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付するものとする。
- 7 環境大臣は、前項前段の規定による環境保全意見の表明があったときは、これを勘案しなければならない。
- 8 **環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。**
- 9 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項又は第七項の規定による環境保全意見の表明があった場合にあっては、当該環境保全意見及びこれについての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 10 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。